特252
821

0006664000

0006664-000

特２５２－８２１

立憲勤王党之趣意

立憲勤王党本部

昭和５

ABF

特252

821

立憲勤王黨之趣意

特252
821

○立憲勤王黨綱領の概要

○我國の政黨政治は國體を穿き違へたるものなるを以て之を廢する事

○我が憲法の明文に遵ひ立法、行政、司法三權分立を嚴守する事

○帝國議會の精神に基き各議員は國政に關する抱負に就て豫め政府に提案し之を議會に諮る事を得

○國政を行ふ爲政者の出現に就ては、貴衆兩院その責任ある立場に鑑みて、天皇の勅命を奉じ内閣の首班者たるべき候補者若干名を投票に依て選擧し、天皇に御推薦申上ぐる事、此の場合貴衆兩院は同數たる事を要す（尚爲政者の在職年限を附す）

○政黨の分野は素より人格を尊ぶと雖も、その根底とする所は産業的分野に據るものとす

目次

一、立憲勤王黨の趣意……一
二、天皇政治の根本義……六
三、天皇政治と議會……一四
四、民主國と政黨政治……二一
五、政黨政治の禍因……二四
六、政黨政治は革命の前提か……三九

○立憲勤王黨の趣意

凡そ國を樹て之を治むるに就て、唯その經濟組織が大仕掛なる點を觀て、一般會社乃至は個人の經濟組織とは、根本に於て異なるものゝ如く考ふるもの甚だ多からんも、斯くの如きは却て大なる誤解であつて、その經濟組織の根本義に於ては一國を治むる事も、將又會社事業の經營は勿論、個人事業の經營に於ても何等異なる所は無いのである。如上の點に就て靜かに熟慮する時は、我が國民が政治の穿き違ひを爲しその穿き違へが障碍となつて、如何に我國家を禍ひしつゝあるかゞ如實に推測され得らるゝのである。之に付て、その事理を明らかにする必要上、茲に言葉を換へて、第一に我國は何人の經營なりやと質さば、云ふ迄もなく天皇の御經營である。然らば其經營方法如何と云ふ事に就て考ふるに、恰も一家に於ける場合、主人公自から凡てに渉つて切り盛りするか、乃至は家憲と云ふ規則に據るかの二途であるが如く、我國の現在は、此の家憲と云ふ(憲法)方法に依て經營が行はれてゐるのである。

元來此の家憲と云ふ事柄は、唯一國家の組織上緊要とするのみならず、既往に遡つて見るも、著名なる個人の家柄は大概この家憲を有し、之れ有るが爲めに、その主人公たりとも、これを冒す事能はざるもので、この冒す事能はざる所以は云ふ迄も無く、その祖先が子々孫々の爲めに後顧の慮ひなからしめんとの、尊ぶべき遺訓であるからであつて、之に鑑みれば、如何に我儘なる主人と雖も、之に逆ふ由も無いのである。從つて、この家憲制を布く事は、極めて健實であり、尚維持保存上永遠性を有するものである。而して此家憲制の重視すべき點は、一家の經營に關して、多年辛酸艱苦と鬪ひ功成り名を遂げたる重臣等が幹部となり、その家憲に從つて事業經營の方針に、或は人材の拔擢、人事の任免に就て、毎々に會議を開き、その決議を主人公に齎らし、之に依て一家の經營方針が確立せらるゝのである。斯くの如きは、獨り我國のみならず歐米諸國は勿論世界到る所、苟も組織ある會社、又は個人の經營者は當然に斯くあるべき筈であつて、而して之が經營に付て會議を開き多數に諮ると云ふ意義は一小會社或は小個人事業經營の如く、總てが手近かに行はるれば重臣等の目も行き渉り、手も届き得らるゝのであるが、しかし、之が一國となる場合は、到底諸般に亘て完全を期する事を得ないので、こゝに於てその行届かざる隱れたる中には定めし多くの人材も

あるべく、或は又多くの不滿を抱くものもあるべく、茲に於てか間然する所無き樣善政を布かんとすれば、當然廣きに亘て人材を集め、その意見のある所を聽き、之を容れこゝに協調を遂げて、始めて大經綸が樹てらるゝのであつて、之が卽ち、我が帝國憲法の根源をなすものである。

こゝに、是非共正當なる判斷を世人に望む所以は、假りに自らが事業經營者の立場となつて之を顧みた時、前記の家憲を有し、之に據つて主腦者を選定せんとする場合若し何等經營上に經驗を有せず、而も撰擇眼なき多くの使用人に依て選ばれたる、恰も使用人代表者の如き主腦者の出現する事ありとせば、そは全く根本に於て家憲を無視するものであつて、斯る不合理なる要求のまゝに、自個の經營事業及其の財產を も併せて甘んじて彼等の監理經營に委任するもの果たして此の三千世界に有り得るであらうか。斯くの如きは實に亂暴極まる事柄であつて、若しも、之が當然の事として世に行はるゝに至らば、社會は全く破滅の他はないのである。

更らに他の一面に於ける政黨政治の是非に關しては、後段に於て巨細に亘つて特に說明するけれども、之れを要するに、政黨政治の組織を最も簡明に謂ひ換へたならば、政黨政治とは、民主國の政體を指すのであつて、その國民が各々皆一個の投票權を

有すること、之を譬へたならば、恰も株式會社が社長を始め、株主及一小使用人に至るまで各々一箇の株式を所持せるに等しいもので、この株式會社の場合に於て、その首腦者を選定する時に臨んで、その會社員全部は元より、平等の責任と權利を有するを以て、社長及その役員を擇ぶには、全社員が各々自個の權利を行使する上に於ては、當然全社員に依て選ばれねばならぬ。此の場合を想像するならば、此の重要なる任務に就く主腦者の撰擇に際して、多くは選擧の惡ブローカーの紹介に依て、いかがわしきものが登用さるゝのであるが、斯くては、素より優れた人材の現はるゝ事は不可能である。從つて全社員の滿足し得る事業經營は全く望む事能はざるは勿論で、會社として斯くの如き事象は斷じてその出現を許さざるものである。然るに是の如き不合理なるものが、國家に於て、其の存在を許され、敢て世人が是を訝まざる所以は、國家の場合は假りに缺損を生ずるとしても、何時たりとも、國民の頭に課稅し得らるゝ途を有することゝ、其の課稅なるものが、一國家と云ふ大舞臺に於て行はるゝものなるが故に、假令彼等に依つて大なる損失を蒙るも、國民は各自がその負擔に依る影響を甚だ尠きが如く感じて之を看過し易く、從つて彼等は此の所に乘じつゝあるのである。斯く觀じ來れば政黨政治なるものが、如何に不條理且つ不經濟極まれるものであるかを推定し得らるるであらう。

惟ふに、吾々國民は折角維新當時先輩の努力に依て半世紀餘を費し流血の慘と戰ひ、漸くにして爰に王政復古を迎へ、その緒に付かんとするや不幸にして時の政客に過まられ、再び昔時源平時代の慘禍を見るに等しき歐米の政爭を事とする政治を模倣し、遂に今日の國難を招致するに至つた事は洵に聖代の一大不祥事である。然らば將來如何なる政治に建直すべきかに付ては吾々國民の渴仰する所の眞の天皇政治の復活を圖り、以て天皇政治の樹立を期せんとするものである。

偖て、眞の天皇政治の樹立に就て障碍の橫はる事は、この混沌たる政界の推移を探知するに、近き將來に於て必然政治的變革の時機を招來するであらうと想像せられるに就ては何れも陰密の間に各種の計劃が樹てられてゐるが、其眞相に就ては猥りに憶測を許さない。併し孰れにしても各種の計劃は籠て時機の到るを待て隨所に旗印が飜へさるゝであらう。その時機と云ふも唯時間の問題である。此の場合に於て最も懼るべき事柄は、强力なる國體破壞の陰謀計劃が窃に伏せられて在て、孰れも何等かの動機を待ちつゝあるのであらうと云ふ事である。斯く顧みれば、我が國民の現在は宛がら噴火山上に狂奔するに等しく實に憂慮に耐へず、慷慨悲憤茲に

同志と相諮り眞の天皇政治を樹立し、以て上は聖明に副ひ奉り下は萬民の安堵を期する爲めに邁進せんとして、こゝに蹶起し、その分野を明らかにする必要上旗印を立憲勤王黨と稱するに至つた次第である。希くば如上の主旨に賛しこの重大なる危機に臨んで同志の御賛同あらん事を乞ふ。

○天皇政治の根本義

世人の多くは現在の政治狀態を見、之を以て正しき天皇政治なりと信じ嘆聲を發し或は呪咀するものも尠くないのであらう。併し之は一面に於て回避し難き事であつた。是の如きは云ふ迄も無く爲政者が天皇政治を惡用する所に出でた結果遂に天皇政治は世に過まらるゝに至つたのである。然らば此天皇政治が世に過まらるゝに至つた其根本原因を質せば卽ち世の政治家が政權と云ふ野望を充す爲めの惡細工より出でたるもので、その主なる根底は、彼等政治家が表面に於て常に力說する所卽ち我が國政治の大權は天皇にあるのであるが、しかし天皇が政治の渦中に投せらるゝ

如き事は國民として誠に畏れ多い次第であるから政治に御關與給はらざる事が至尊に對て忠節なる所以である、と云ふことを理由とし之と居る。果して然らば政治は不潔であり、或は罪惡であらうか、全體どの點が渦中と云ひ得らるゝであらうか、若し夫れ一國の政治を罪惡と稱するならば一會社、一商店の事業經營も齊く之を罪惡と見られ、其社長、店主は何れも直接其業務に手を觸るゝ事能はざるものである。然らばその渦中と云ふべきものが租稅の增減或は人事の任免に依て直接天皇に恨みを懷くものもあらうと云ふのであるが、かゝる事柄は全く問題にならぬ牽强附會の沙汰と云ふべきで、云ふ迄も無く我國は君主專制政治に非らず、立憲政體であつて議會と云ふ立憲の公議に依て總てが決せらるゝのである。更らに人民の內に境遇と思想を同じふする一團が世の反映に惱み現在の社會組織をその根本より轉覆を計らんとする凶徒が現るゝ場合を考ふるならば、それは時の政府は勿論有ゆる有產階級に向て陰翳が投げられ呪咀を爲すものであつて何等天皇而已に關する事ではなく萬一かゝるものが現れたとすれば、それは正氣の沙汰で無く、眞の狂人の企る所の事である。斯く考へれば天皇の渦中とは如何なる事を意味するか、尙又政治が罪惡と見るべき點は何邊にあらうか、かくの如きは全く跡形無き荒唐無稽の沙汰と云ひ得

らる。之を要するに彼等政治家が斯く云ふ所の眞の奥底は夫の德川が天皇政治を擅にせんが爲めに臣民を瞞着する手段に出で、そこに天皇と臣民との離間を講ずる必要上殊更に「天皇を拜むと目が潰れる」と云つた筆法を眞似之を以て恰も野生の小兒を欺くに似たる奸策が講せられてゐる、その當局の狡猾さ加減には實に呆れざるを得ない。更らに彼等はこの筆法を國内に向て充分に行屆かしむる必要上敎育界は勿論社會敎化の方面に對して莫大なる報酬が支拂はれ、彼等に羊頭をかゝげしめこれに依て狗肉を賣るに便ならんとする手段が講せられてゐるのである。卽ち國民に向つては眞の天皇政治を知らしめざる方法が講せられ、唯天皇の尊嚴而已を釋かしめ、これを以て國民の苦痛に對し一種の安心立命の方法を授くるが如く或は釋明の如く、或は慰安の如くに代へんとするものであつて、その注意周到なる惡辣振りには更らに驚嘆を禁じ得ない。尙又爰に見逃す事の出來得ない事實は政黨員に非らざる國民が直接天皇に捧げんとする赤誠は悉く中途に於て橫領し之を自家の功利に收めんとするものであつて、若しも之等の臣民にして直接に國家を憂ひ或は何しか公共的に施設を試みるものゝ行爲は、その嫉妬から是非の論無く之に壓迫を加へ失敗に終はらしむると云ふ手段に出づる事を辭せざるもので、更らに彼等の權謀

の慊るべきは多く地方に於て見る所で恰も現在露國に於て橫暴を振ひつゝある共產黨を監視する所の兇暴なる革命黨員の蠻行に毫も異る所無く、斯く彼等政黨の罪惡を數ふれば全く枚擧に遑がないのである、卽ち我國の天皇政治が世に過まられた る原因は全く此の所に胚胎するものであつて、此の狀態を以て推すれば我國は之等兇暴なる政黨の爲めに亡國の時機を待つより他はないのである。

さて如上の事實に照見し、然らば眞の天皇政治とは如何なる事柄かと云へば此の天皇政治と云ふ事を代へたならば家族制度の政治と云ふ事である、更らに此の家族制度の政治と云ふ事を約言したならば吾々國民が互に同胞と云ふが如く或は一家中に於ける家族の如く卽ち長者は弱者を援け、弱者は長者に從ふ如く卽ち一家一族共に睦しく互に相和し之を以て一家一族の繁榮は卽ち國家繁榮の基となるが如く此の事柄は、歷代の天皇は皇祖皇宗の神靈に向て誓はせられ給ふ所であつて、隨て各種の詔勅勅語の淵源は全く此精神に他ならぬ。而して此の精神を根底として織込まれた政治を指して天皇政治と云ふのである。さらば此根本義から外れ、或は唯形式に流れてゐる如き政治は斷じて天皇政治とは云ひ得ない。故に爲政者たるものは此の主旨を克く遵奉して誤り無く國を治めてこそ、國民の幸福が期待し得らるゝ

のである。然るに現在の政治を見るに毫も之に基調を置く所無く彼等は自家の地位を利用し多くの功利を貪らんとして同胞相互の離間策を講じ、之に依て弱者を苦め、或は強者に媚を賣て自家の安全を圖ると云ふ惡計が常に繰返へされつゝあるのである。かゝる政治は明らかに天皇政治に反するものである。更らに現在の政治家が天皇政治を穿き違へてゐる事の一例を以てせば、此の我國の家族制度政治の根本精神から究むれば、我國に於て國民が法律制度の必要を認むる所以は、唯事故を標準とする丈けのものであつて充分なので、餘りに繁文褥禮に亘る事は寧ろ弊害在て有益とは認められない、その事例としては、そのこま〳〵した法文の爲めに却て大切なる人事その他が過まらるゝ場合は決して尠くないのである。之あるに拘らず世の淺學菲才の輩は我國は法治國であると稱し、法律の中毒に罹れる多くのものが殊更らに法律萬能を振り廻すに至つた結果、國民は之に禍せられ、遂に我が家族制度の美風は彼等に依て破壞せられてゐる事は掩ふ可からざる事實であつて、斯くの如きは我國天皇政治の一大不幸事と云ふべきである。之を要するに我國天皇政治の根本義は天皇政治と云ふ政治の執り方は總てを法に律して治める事では無く卽ち天皇と云ふ御人格に倣ふて國を治められる事を云ふのである、例せば親よりその子が

悧口であつたとしても、親は親として之を崇め、或は兄よりその弟が優れてゐても兄に對しては數歩を讓り、尙又他人なりと雖も僅か一年の年長者に對しても齊しく年長者は年長として之を立てると云ふ事は卽ち我が家族制度政治であつて決して法律に依て行はれてゐる所のもので無く、是の如きは正しく我國天皇政治の一として數ふべきである。然るに現在我國の政治を見るに唯法律に委しいからとあつて國家に重用せられ、或は辯說が巧みであるからとて顯職が與へられ尙又多數の子分を擁するからとて宰相たる事を得るに於ては果して之が天皇政治の條件に當て嵌まるべき適材なりと云ひ得らるゝであらうか、而も仄聞する所に依れば現宰相は緊縮內閣を以て補弼の任に當りこの重大なる使命を果す上に於てこの國難打開の爲めに率先して國民に向てその模範を示すべきであるに拘らず、國民をそれに走らせ置き、自分丈けは窃かに逆戻りをして金殿玉樓とも云ふべき別莊を購ひ、尙又彼の閣僚である而も文政の長たるものが、この國の國民の墮落の風潮を矯正する上に於て有ゆる文敎の精神に憩へ、國民の敎化善導に勉め以て聖明に副へ奉るべく奮闘すべきであるに拘らず自分は獨り逆戻りを爲し、多額の財寶を投じて有夫の傾城を身受けし、それに沈溺してゐるなどは共に法律には觸れぬとしても天皇政治に照らしたならば